

被扶養者認定に必要な書類

(2024. 12. 2版)

※書類は、別紙「扶養者認定書類の注意事項」も併せてご確認のうえ、事業所を通じて健保組合に提出してください。

※複数項目に該当する場合は該当書類すべてを提出してください。状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

※被保険者の出向転籍・同日再雇用・任意継続保険移行時は、被扶養者に異動がなければ、①被扶養者異動届のみ提出してください。

認定対象者		状況等	必要書類（「写」記載の書類以外は原本提出 ▲は該当の場合提出）															
			① 被扶養者異動届	② 扶養認定対象者現況届または扶養認定対象者現況届（子）兼夫婦共同扶養届	③ 住民票または住民票記載事項証明書	④ 所得証明書または非課税証明書	⑤ 収入が変化しことがわかる書類	⑥ 確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書写	⑦ 年金関係書類	⑧ 失業給付等の受給状況報告書	⑨ 雇用保険等関係書類（詳細は下記参照）	⑩ 廃業届出書写	⑪ 在学証明書または学生証写	⑫ 医療費助成該当届1・2				
同居しなくてもよい人	配偶者	収入あり	就業中（給与収入）パート・アルバイトを含む	○	○	○	○			▲				▲	▲			
			〃（年途中の就職・転職・雇用条件変更）	○	○	○	○	○		▲				▲	▲			
			年金収入（公的年金・恩給・個人年金）	○	○	○	○			○				▲	▲			
			自営業収入	○	○	○	○		○	▲				▲	▲			
		収入なし	無職無収入	○	○	○	○							▲	▲			
			退職して1年以内	○	○	○	○			▲	○	○		▲	▲			
			自営業廃業	○	○	○	○			▲			○	▲	▲			
		⑨雇用保険等関係書類のシーン別詳細																
		失業給付を受給する	申請前・申請中	⑨-1離職票1・2写 日額決定後 ⑨-2雇用保険受給資格者証（両面）写又は受給資格通知全件版 ※特定受給資格者および特定理由資格者は末尾【注】参照														
			日額決定～受給中	⑨-2雇用保険受給資格者証（両面）写又は受給資格通知全件版														
		受給期間を延長する	手続中	⑨-1離職票1・2写 ⑨-3雇用保険受給延長を理由とした扶養申請誓約書														
			手続終了	⑨-4受給期間延長通知書写														
		受給終了した		⑨-2雇用保険受給資格者証（両面 支給終了の記載あるもの）写 又は受給資格通知最新処理状況版														
		受給しない		⑨-1離職票1・2写（※）または⑨-5雇用保険被保険者資格喪失確認通知書写 ※ハローワークで「法第4条第3項不該当」の証明（押印）必要														
		受給資格がない（勤務期間が短い）		⑨-1離職票1・2写（※）または⑨-5雇用保険被保険者資格喪失確認通知書写 ※ハローワークで「法第13条不該当」の証明（押印）必要														
		離職票の交付を希望しなかった		⑨-5雇用保険被保険者資格喪失確認通知書写 または ⑨-6雇用保険未加入・離職票未発行証明書														
		雇用保険未加入		⑨-6雇用保険未加入・離職票未発行証明書														
		公務員退職手当金	あり	⑨-7国家公務員等退職者票写														
			なし	⑨-6雇用保険未加入・離職票未発行証明書														
		【上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類】																
		結婚された方		⑮婚姻届受理証明書又は⑮戸籍謄本（全部事項証明書）														
		内縁の配偶者		⑮戸籍謄本（全部事項証明書）（被保険者、認定対象者の両方）														
		別居されている方（単身赴任・学生を除く）		⑰直近6か月間の送金を確認できる書類写（手渡し・不定期送金は不可） ⑮戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ※これまでに送金実績がない、または、これから別居される方は ⑰直近1か月間の送金を確認できる書類写（認定後は5か月間、毎月提出） ⑮戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ⑱別居被扶養者への仕送りについての誓約書														
		傷病手当金・出産手当金・労災保険休業補償給付金等を受給されている方		⑲給付金支給決定通知書写														
		日本国内に住民票がない方		全員：⑳被扶養者「国内居住要件の例外」該当非該当届														
			外国において留学する学生	㉑査証、㉑在学証明書・学生証・入学証明書の写（いずれか）														
			外国に赴任する被保険者に同行する方	㉑査証、㉒海外赴任辞令、㉓海外公的機関発行の居住証明書写（いずれか）														
			就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	㉑査証、㉔ボランティア派遣機関の証明書写（いずれか）														
			被保険者の外国赴任中に婚姻、出生で身分関係が生じた方	㉕出生や婚姻等を証明する書類の写														
		外国籍の方		㉖在留カード（両面）写（住民票に記載がない場合） ㉗特定活動の指定書（写）（在留資格が特定活動の場合）														

【注】（会社都合等の）特定受給資格者・（やむを得ない理由等の）特定理由離職者は、給付制限期間がなく受給開始が早いため、受給終了後に申請してください。

認定対象者		状況等	必要書類（「写」記載の書類以外は原本提出 ▲は該当の場合提出）															
			① 被扶養者異動届	② 扶養認定対象者現況届または扶養認定対象者現況届（子）兼夫婦共同扶養届	③ 住民票または住民票記載事項証明書	④ 所得証明書または非課税証明書	⑤ 収入が変化したことがわかる書類	⑥ 確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書写	⑦ 年金関係書類	⑧ 失業給付等の受給状況報告書	⑨ 雇用保険等関係書類（詳細は下記参照）	⑩ 廃業届出書写	⑪ 在学証明書または学生証写	⑫ 医療費助成該当届1・2				
同居しなくてもよい人	子孫兄弟姉妹	未就学児・小中学生	○	○	○				▲					▲				
		高校生（④：全日制は添付不要、夜間・通信制は必要）	○	○	○	▲			▲				○	▲				
		大学・大学院・専門学校・予備校生等	○	○	○	○			▲				○	▲				
		就業中（給与収入）パート・アルバイトを含む	○	○	○	○			▲					▲				
		〃（年途中の就職・転職・雇用条件変更）	○	○	○	○	○		▲					▲				
		自営業	○	○	○	○		○	▲					▲				
		無職無収入	○	○	○	○								▲				
		退職して1年以内	○	○	○	○			▲	○	○			▲				
		自営業廃業	○	○	○	○			▲			○		▲				
		⑨雇用保険等関係書類のシーン別詳細：配偶者の該当欄参照																
		【上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類】																
		配偶者が就業中の方		②扶養認定対象者現況届（子）兼夫婦共同扶養届 配偶者の④所得証明書、（自営の場合）⑥確定申告書写・収支内訳書写 夫婦間の収入差状況等場合により⑳年間収入（見込）証明書														
		親・配偶者・同居中の被保険者の兄弟姉妹がいるとき（認定済を除く）		②扶養認定対象者現況届（孫・兄弟姉妹）または扶養認定対象者現況届（子）兼夫婦共同扶養届 左記該当者の所得証明書、年金裁定（改定・振込）通知書写														
		高校生		夜間部・通信制は④所得証明書または非課税証明書を提出 全日制は⑪在学証明書または⑪学生証写提出で④所得証明書等の提出不要														
	養子縁組した方、配偶者の連れ子		⑯戸籍謄本（全部事項証明書）															
	別居されている方（単身赴任・学生を除く）		⑰直近6か月間の送金が確認できる書類写（手渡し・不定期送金は不可） ⑯戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ※これまでに送金実績がない、または、これから別居される方は ⑰直近1か月間の送金が確認できる書類写（認定後は5か月間、毎月提出） ⑯戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ⑱別居被扶養者への仕送りについての誓約書															
	日本国内に住民票がない方		配偶者の該当欄参照															
	外国籍の方		㉔在留カード（両面）写（住民票に記載がない場合） ㉗特定活動の指定書（写）（在留資格が特定活動の場合）															
	同居しないけれどもよい人	収入あり	就業中（給与収入）パート・アルバイトを含む	○	○	○	○			▲					▲			
			〃（年途中の就職・転職・雇用条件変更）	○	○	○	○	○		▲					▲			
			年金収入（公的年金・恩給・個人年金）	○	○	○	○			○					▲			
			自営業収入	○	○	○	○		○	▲					▲			
		収入なし	無職無収入	○	○	○	○								▲			
			退職して1年以内	○	○	○	○			▲	○	○			▲			
			自営業廃業	○	○	○	○			▲			○		▲			
		⑨雇用保険等関係書類のシーン別詳細：配偶者の該当欄参照																
		【上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類】																
		配偶者・同居中の被保険者の兄弟姉妹がいるとき（認定済・年収130万円未満を除く）		②扶養認定対象者現況届（父母） 左記該当者の所得証明書、年金裁定（改定・振込）通知書写														
		別居されている方（単身赴任を除く）		⑰直近6か月間の送金が確認できる書類写（手渡し・不定期送金は不可） ⑯戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ※これまでに送金実績がない、または、これから別居される方は ⑰直近1か月間の送金が確認できる書類写（認定後は5か月間、毎月提出） ⑯戸籍謄本（全部事項証明書）、③住民票（被保険者および認定対象者分） ⑱別居被扶養者への仕送りについての誓約書 ※特別養護老人ホーム等の施設に入所している場合は入所証明書、被保険者による入所費用支払いがわかる書類を追加														
		傷病手当金・出産手当金・労災保険休業補償給付金等を受給されている方		⑱給付金支給決定通知書写														
日本国内に住民票がない方		配偶者の該当欄参照																
外国籍の方		㉔在留カード（両面）写（住民票に記載がない場合） ㉗特定活動の指定書（写）（在留資格が特定活動の場合）																
同居していなければならない人		義父母その他3親等内の親族	収入あり	就業中（給与収入）パート・アルバイトを含む	○	○	○	○			▲				▲	▲		
				〃（年途中の就職・転職・雇用条件変更）	○	○	○	○	○		▲					▲		
	年金収入（公的年金・恩給・個人年金）			○	○	○	○			○					▲			
	自営業収入			○	○	○	○		○	▲					▲			
	収入なし		無職無収入	○	○	○	○							▲	▲			
			退職して1年以内	○	○	○	○			▲	○	○			▲			
			自営業廃業	○	○	○	○			▲			○		▲			
	⑨雇用保険等関係書類のシーン別詳細：配偶者の該当欄参照																	
	【上記に加えて、状況に応じて追加で必要な書類】																	
	親・配偶者・同居中の被保険者の兄弟姉妹がいるとき（認定済・年収130万円未満を除く）		②扶養認定対象者現況届（父母） 左記該当者の④所得証明書、年金裁定（改定・振込）通知書写															
傷病手当金・出産手当金・労災保険休業補償給付金等を受給されている方		⑱給付金支給決定通知書写																
日本国内に住民票がない方		配偶者の該当欄参照																
外国籍の方		㉔在留カード（両面）写（住民票に記載がない場合） ㉗特定活動の指定書（写）（在留資格が特定活動の場合）																

被扶養者認定書類の注意事項

(2024. 12. 2版)

書類		注意事項	入手先
①	被扶養者異動届	個人番号の記入必須 基礎年金番号の記入不要 被保険者の出向転籍・同日再雇用・任意継続保険移行時は、被扶養者に変更がなければ、②以下の書類は不要	健保ホームページ
②	扶養認定対象者現況届 扶養認定対象者現況届(子・父母・兄弟姉妹・孫)兼夫婦共同扶養届	配偶者は扶養認定対象者現況届 配偶者以外は該当の扶養認定対象者現況届(子・父母・兄弟姉妹・孫)兼夫婦共同扶養届を提出	健保ホームページ
③	住民票、住民票記載事項証明書	被保険者世帯全員、世帯主・続柄記載 本籍・個人番号記載不要 発行から3か月以内	市区町村役場
④	所得証明書、非課税証明書	収入のない方も必要 中学生以下は不要 高校生(全日制)は在学証明書または学生証(写)提出で不要 発行から3か月以内 認定対象者が直近まで海外在住のため提出できない場合は、事情書(書式自由)、住民票の除票またはパスポート(渡航歴のわかる部分)写	市区町村役場
⑤	収入が変化したことがわかる書類	年途中の就職、転職、雇用条件変更等による収入減や資格喪失で申請する場合 雇用契約書写、(収入増減がわかる前後の月を含む)連続した直近3ヶ月分の給与賞与明細書写 (給与明細がない場合は)給与支払証明書(年収) 事情書(書式自由)	勤務先
⑥	確定申告書、収支内訳書	過去3年の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書写(税務署受理印のあるもの 電子申請の場合は、受付完了のわかる送信結果ページ写を添付)	税務署
⑦	年金関係書類	年金裁定(改定・振込)通知書、恩給証書、申請中の場合は年金見込額照会回答票	年金事務所、日本年金機構
⑧	失業給付等の受給状況報告書		健保ホームページ
⑨-1	離職票1・2	離職票1はA4縦、離職票2はA3横又はA4横でコピー。印字がある場合は裏面もコピーすること	退職前の勤務先
⑨-2	雇用保険受給資格者証 受給資格通知 全件版(初回交付) 受給資格通知 最新処理状況版(認定都度交付)	基本手当日額の記載あるもの 両面コピー 日額3,612円(60歳以上または障害年金受給者は5,000円)以上の場合、受給期間中は資格削除 被扶養者異動届にて削除手続きをおこない、受給終了後、同届にて再申請 (会社都合等の)特定受給資格者や(やむを得ない理由等の)特定理由離職者は、給付制限期間がなく受給開始が早いいため、受給終了後に申請してください	ハローワーク
⑨-3	雇用保険受給延長を理由とした扶養申請誓約書		健保ホームページ
⑨-4	雇用保険受給期間延長通知書写	すぐに提出できない場合は、⑧失業給付等の受給状況報告書および⑨-3雇用保険受給延長を理由とした扶養申請誓約書を先に提出し、後日必ず提出	ハローワーク
⑨-5	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書		退職前の勤務先
⑨-6	雇用保険未加入・離職票未発行証明書		健保ホームページ
⑨-7	国家公務員等退職者票		退職前の勤務先
⑩	廃業届出書	税務署受理印のあるもの	税務署
⑪	在学証明書、学生証(両面コピー)		通学先
⑫	医療費助成該当届1・2	市町村等から医療証または受療証を交付されている場合 コピー(両面)を届2に貼付 障がい者手帳を取得されている場合は手帳写	健保ホームページ
⑬			
⑭			
⑮	婚姻届受理証明書		市区町村役場
⑯	戸籍謄本(全部事項証明書)	発行から1か月以内	市区町村役場
⑰	直近6(1)か月間の送金が確認できる書類	直近6(1)ヶ月の送金がわかる銀行発行の書類写または現金書留控写 ・銀行振込:振込者(被保険者)、振込先(認定対象者)、振込額、振込日記載の振込受領書写または通帳写 ・現金書留:依頼者(同上)、送付先(同上)、送金額、送金日がわかる現金書留控写 手渡し・不定期送金は不可	金融機関
⑱	別居被扶養者への仕送りについての誓約書		健保ホームページ
⑲	給付金支給決定通知書		退職前の健保組合、労働基準監督署
⑳	被扶養者「国内居住要件の例外」該当非該当届		健保ホームページ
㉑	査証	翻訳文を添付	渡航先大使館
㉒	海外赴任辞令		勤務先
㉓	海外公的機関発行の居住証明書	翻訳文を添付	海外公的機関
㉔	ボランティア派遣機関の証明書	翻訳文を添付	ボランティア派遣機関
㉕	出生や婚姻等を証明する書類	翻訳文を添付 国内に届けた場合は⑮⑯	海外公的機関
㉖	在留カード		市区町村役場
㉗	特定活動の指定書		市区町村役場
㉘	年間収入(見込)証明書		健保ホームページ